

令和5年9月20日（水曜日）

○出席議員（12名）

議 長	七 田 満 男 君	6 番	生 田 勇 人 君
1 番	中 村 聡 君	7 番	恩 道 正 博 君
2 番	土 屋 克 之 君	8 番	北 川 悦 子 君
3 番	西 尾 雄 次 君	10 番	清 水 文 雄 君
4 番	磯 貝 幸 博 君	11 番	中 川 達 君
5 番	川 口 正 己 君	12 番	南 守 雄 君

○欠席議員（1名）

9 番 夷 藤 満 君

○説明のため出席した者

町 長	川 口 克 則 君	総務部総務課担当課長 （人事秘書担当）	安 下 美智子 君
副 町 長	上 出 孝 之 君	総務部 財政課長	北 正 樹 君
教 育 長	桐 山 一 人 君	町民福祉部住民課長 兼環境管理室長	川 本 静 絵 君
総 務 部 長	松 井 賢 志 君	町 民 福 祉 部 子 育 て 支 援 課 長	吉 田 真 理 子 君
総務部担当部長 （税務担当） 兼税務課長	北 野 享 君	町民福祉部保険年金課担当課長 兼保険年金課保健センター所長	前 田 理 子 君
町民福祉部長 兼保険年金課長	助 田 有 二 君	町民福祉部福祉課担当課長 兼福祉課地域包括支援センター所長	上 前 久 美 子 君
町民福祉部担当部長 （住民・子育て支援担当）	中 川 裕 一 君	町 民 福 祉 部 福 祉 課 長	秋 田 博 之 君
都市整備部長 兼北部開発推進室長	上 前 浩 和 君	都 市 整 備 部 企 画 課 長	奥 田 隆 幸 君
都市整備部担当部長 （企画・地域産業振興担当）	宮 本 義 治 君	都 市 整 備 部 地 域 産 業 振 興 課 長	宮 崎 重 幸 君
都市整備部担当部長 （上下水道担当）	神 農 孝 夫 君	都市整備部地域産業振興課 担当課長兼観光振興室長	長谷川 万里子 君
教育委員会教育部長	上 出 勝 浩 君	都市整備部都市建設課長 兼北部開発推進室長補佐	渡 辺 崇 君
消防本部消防長	重 島 康 人 君	都 市 整 備 部 上 下 水 道 課 長	四月朔日 松英 君
総務部総務課長	山 田 卓 矢 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	福 島 誠 一 君

教育委員会教育部
学校教育課長 法 利 康 博 君
教育委員会教育部文化スポーツ課長
兼図書館長兼男女共同参画室長 中 村 友 和 君

消防本部消防署長 中 本 潤 君
兼 消 防 課 長

○職務のため出席した事務局職員

事務局 長 堀 川 竜 一 君 事務局 書記 中 村 円 香 君
事務局 参事兼次長 川 端 誠 矢 君

○議事日程（第3号）

令和5年9月20日 午後1時開議

日程第1

議案一括上程

議案第47号 令和5年度内灘町一般会計補正予算（第3号）から
議案第54号 内灘町火災予防条例の一部を改正する条例について及び
認定第1号 令和4年度内灘町一般会計歳入歳出決算認定についてから
認定第7号 令和4年度内灘町下水道事業会計決算認定についてまで
請願第1号 健康保険証廃止の中止等を求める意見書採択の請願

日程第2

議会議案第6号 少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書の提出について



午後1時00分開議

○開 議

○議長【七田満男君】 傍聴席の皆様には、
本会議の傍聴にお越しをいただき、誠にあり
がとうございます。

本日は9月会議の最終日となります。議員
各位には、最後まで慎重審議をお願い申し
上げます。

ただいまの出席議員は12名であります。よ
って、会議の定足数に達しておりますので、
これより本日の会議を開きます。



○諸般の報告

○議長【七田満男君】 本日の会議に説明の
ため出席をしている者は、5日の会議に配付
の説明員一覧表のとおりであります。

なお、夷藤満議員より、本日の会議を欠席

する旨の届出が出ております。ご了承願いま
す。



○議案一括上程

○議長【七田満男君】 日程第1、去る9月
7日に、各常任委員会並びに決算特別委員会
に付託いたしました議案第47号令和5年度内
灘町一般会計補正予算（第3号）から議案第
54号内灘町火災予防条例の一部を改正する条
例について及び認定第1号令和4年度内灘町
一般会計歳入歳出決算認定についてから認定
第7号令和4年度内灘町下水道事業会計決算
認定についてまでの15議案並びに請願第1号
健康保険証廃止の中止等を求める意見書採択
の請願を一括して議題といたします。



○委員長報告

○議長【七田満男君】 これより各常任委員

会及び決算特別委員会における議案審査の経過並びに結果の報告を求めます。

恩道正博総務産業建設常任委員会委員長。

〔総務産業建設常任委員長 恩道正博達君 登壇〕

○総務産業建設常任委員長【恩道正博君】

令和5年内灘町議会9月会議において、総務産業建設常任委員会に付託されました議案の審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

付託されました議案につきましては、副町長及び関係部課長からそれぞれ詳細な説明を求め、慎重に審査を重ねた結果、議案第47号令和5年度内灘町一般会計補正予算（第3号）第1条歳入歳出予算の補正中、歳入全部、歳出2款総務費1項総務管理費、6款農林水産業費1項農業費、7款商工費1項商工費、8款土木費2項道路橋りょう費、3項都市計画費、9款消防費1項消防費、各款項並びに第2条債務負担行為の補正、第3条地方債の補正については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第50号令和5年度内灘町水道事業会計補正予算（第2号）については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第54号内灘町火災予防条例の一部を改正する条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査の経過並びに結果についての報告を終わります。

令和5年9月20日

総務産業建設常任委員会委員長 恩道正博

○議長【七田満男君】 清水文雄文教福祉常任委員会委員長。

〔文教福祉常任委員長 清水文雄君 登壇〕

○文教福祉常任委員長【清水文雄君】 令和5年内灘町議会9月会議において、文教福祉常任委員会に付託されました議案の審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

付託されました議案につきましては、教育

長及び関係部課長からそれぞれ詳細な説明を求め、慎重に審査を重ねた結果、議案第47号令和5年度内灘町一般会計補正予算（第3号）第1条歳入歳出予算の補正中、歳出2款総務費3項戸籍住民基本台帳費、3款民生費1項社会福祉費、2項児童福祉費、4款衛生費1項保健衛生費、10款教育費3項中学校費、4項社会教育費の各款項については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第48号令和5年度内灘町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議案第49号令和5年度内灘町介護保険特別会計補正予算（第1号）の2議案については、いずれも妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第52号内灘町サイクリングターミナル条例の一部を改正する条例について、議案第53号内灘町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び内灘町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての2議案については、いずれも妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

次に、新規に提出されました請願の審査の結果をご報告いたします。

請願第1号健康保険証廃止の中止等を求める意見書採択の請願については、継続審査とすることに決しました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査の経過並びに結果についての報告を終わります。

令和5年9月20日

文教福祉常任委員会委員長 清水文雄

○議長【七田満男君】 中川達決算特別委員会委員長。

〔決算特別委員長 中川達君 登壇〕

○決算特別委員長【中川達君】 令和5年内灘町議会9月会議において、決算特別委員会に付託されました議案第51号令和4年度内灘

町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について及び各会計決算認定について、議案の審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

今回の決算審査に当たり、委員各位には長時間にわたり慎重に審査をしていただき、心から敬意を表し、感謝申し上げます。

委員からは活発な質疑、質問が行われ、それらに対し説明並びに関係資料の提出を求め、了としたところであります。

この結果、議案第51号令和4年度内灘町水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、原案を可とし、認定第1号令和4年度内灘町一般会計歳入歳出決算認定について、認定第2号令和4年度内灘町新エネルギー事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号令和4年度内灘町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号令和4年度内灘町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定第5号令和4年度内灘町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第6号令和4年度内灘町水道事業会計決算認定について、認定第7号令和4年度内灘町下水道事業会計決算認定については、いずれも原案のとおり、認定することに決定いたしました。

なお、委員会審査の過程において出された意見の中から、本委員会として、次の諸点について指摘をしておきたいと思っております。

その第1点目は、隣接する市町への公共交通を確保せよということであります。内灘駅から宇野気駅行きの北鉄バスが廃止され、隣接するかほく市への公共交通が途絶えました。コミュニティバスの相互乗り入れ等について、かほく市、金沢市をはじめ隣接する市町、その他関係機関に積極的に働きかけていくべきであるということでもあります。

2点目として、風力発電施設の方向性を早急に出すべきということでもあります。風力発電施設が停止して長い年月が経過していま

す。毎年の維持費もかさんでいることから、早急に結論を出すべきであります。また、撤去するにしても、概算で約4億円という膨大な費用を要することから、極力費用が少なくなるような工法等を検討するべきであるということでもあります。

3点目として、海浜美化強化をせよということでもあります。内灘海岸を訪れる人が外国人をはじめ増えています。一方で、海岸は砂浜が沖合に延び、目につくごみが増えています。必要な予算を確保し、海浜美化を強化すべきであります。また、観光で訪れた人たちが休むためのベンチなどの設置も検討するべきであるということでもあります。

4点目として、海岸、放水路、サンセットブリッジ内灘のライトアップなどを一体的に考えて整備計画を策定せよということでもあります。内灘海岸の旧浜茶屋の撤去のめどが立ち、また放水路では防潮水門の工事が進行中であります。一方、サンセットブリッジ内灘のライトアップ設備の更新については、目立った動きはありません。海岸のにぎわい創出、放水路周辺回遊空間整備、サンセットブリッジライトアップ事業などを一体的に考え、整備計画を早急に策定するべきであるということでもあります。

最後に、5点目として、持続可能で健全な財政運営のために、地方債は財政状況を鑑み計画的に発行すべきということでもあります。新図書館の建設、内灘駅周辺整備事業など、各種大型プロジェクトの構想がありますが、地方債の発行については、過度な将来負担を招くことのないよう、実質公債費比率、起債残高の推移の見込みなどを鑑み計画的に発行し、持続可能で健全な財政運営に努めるべきであるということでもあります。

以上5点の指摘事項のほか、7項目の指摘事項も併せまして、今後の予算編成及び執行に十分反映されるよう強く要望し、審査の報告といたします。

令和5年9月20日

決算特別委員会委員長 中川達

○議長【七田満男君】 これをもって各委員長の報告を終わります。



○質疑の省略

○議長【七田満男君】 なお、通告期限までに委員長報告に対する質疑の通告がありませんでしたので、質疑なしとして質疑を省略いたします。



○討 論

○議長【七田満男君】 次に、討論に入ります。

討論ありませんか。——討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。



○表 決

○議長【七田満男君】 これより議案の採決に入ります。

まず、議案第47号令和5年度内灘町一般会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【七田満男君】 起立全員であります。よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

○議長【七田満男君】 次に、議案第48号令和5年度内灘町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議案第49号令和5年度内灘町介護保険特別会計補正予算（第1号）、議案第50号令和5年度内灘町水道事業会計補正予算（第2号）の3議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも

原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【七田満男君】 起立全員であります。よって、議案第48号から議案第50号までの3議案は、原案のとおり可決されました。

○議長【七田満男君】 次に、議案第51号令和4年度内灘町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【七田満男君】 起立全員であります。よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

○議長【七田満男君】 次に、議案第52号内灘町サイクリングターミナル条例の一部を改正する条例について、議案第53号内灘町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び内灘町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第54号内灘町火災予防条例の一部を改正する条例についての3議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【七田満男君】 起立全員であります。よって、議案第52号から議案第54号までの3議案は、原案のとおり可決されました。

○議長【七田満男君】 次に、認定第1号令

学級・教職員定数の改善に係る意見書の提出について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【七田満男君】 起立全員であります。よって、議会議案第6号は原案のとおり可決されました。

ただいま可決された意見書の提出先及びその他の処理方法につきましては、議長に一任願います。

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議会議長

署名議員

署名議員



○議員の派遣

○議長【七田満男君】 次に、議員の派遣についてお諮りいたします。

10月11日から13日までの間、私、議長を、河北郡市議長会県外行政視察研修のため、北海道へ、10月28日、私、議長を、猿払村開村100周年式典出席のため、北海道へ、11月28日、29日の2日間、私、議長を、町村議会議長会全国大会に出席のため、東京都へ、それぞれ派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【七田満男君】 ご異議なしと認めます。よって、本件は派遣することに決定いたしました。

なお、出張等細部取扱いについては、あらかじめ議長に一任願います。



○閉議・散会

○議長【七田満男君】 以上で今9月会議に付議されました議件は全て議了いたしました。

よって、令和5年内灘町議会9月会議を散会いたします。

連日、長時間にわたり精力的に審査いただきまして、大変ご苦労さまでございました。

午後1時27分散会